

総合科学技術・イノベーション会議が実施する
国家的に重要な研究開発の評価

「地域イノベーション協創プログラム」の
事後評価結果(原案)
(評価検討会調査検討結果)

平成 26 年 11 月 12 日

総合科学技術・イノベーション会議

評価専門調査会

「地域イノベーション協創プログラム」

評価検討会

目次

	(頁)
1. はじめに	1
2. 評価の実施方法	2
2.1. 評価対象	2
2.2. 総合科学技術・イノベーション会議による事前評価等の 実施	2
2.3. 評価目的	3
2.4. 評価方法	3
3. 評価結果	5
3.1. 研究開発成果と目標の達成状況等	5
3.2. 科学技術的、社会経済的、国際的な効果	12
3.3. 研究開発マネジメントの実施状況等	13
まとめ	15
参考資料	18

1. はじめに

総合科学技術・イノベーション会議は、内閣府設置法の規定に基づき国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」(平成 17 年 10 月 18 日総合科学技術会議決定、平成 26 年 5 月 23 日 一部改正)(以下、「評価に関する本会議決定」という。)を定めている。

この「評価に関する本会議決定」において、事前評価を実施した研究開発が終了した翌年度に事後評価を実施することとされている。

また、評価の実施に際しては、評価専門調査会が、外部の専門家・有識者の参加も得て、府省における評価の結果も参考にしつつ調査検討を行い、これを踏まえて総合科学技術・イノベーション会議が評価結果の決定を行うこととされている。

「地域イノベーション協創プログラム」は、経済産業省が平成 20 年度から実施した研究開発であり、総合科学技術・イノベーション会議は、平成 19 年 11 月に事前評価を実施している。

当該研究開発が平成 24 年度に終了したことから、今般、総合科学技術・イノベーション会議においてその事後評価を実施した。

総合科学技術・イノベーション会議は、本評価結果を公表するとともに、経済産業大臣に通知し、本評価結果の施策への反映を求めることとする。

2. 評価の実施方法

2. 1. 評価対象

○ 名称:『地域イノベーション協創プログラム』

○ 実施府省:経済産業省

○ 実施期間:平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間

○ 予算額:国費総額は、約 280.1 億円

○ 事業計画内容:

「地域イノベーション協創プログラム」は、地域における裾野の広い持続的な経済成長を可能とするため、企業と大学等との産学官の協同研究開発を促進することによって地域発のイノベーションを創出し、地域経済の活性化を図るため、次の事業を行うものである。

(1) 地域イノベーション創出共同体形成事業

研究機関の相互連携による共同体形成促進、技術者による企業への技術支援、公設試等における評価・分析方法の確立等

(2) 創造的産学連携体制整備事業

TL0 等における産学連携専門人材の配置・育成による連携体制の強化、技術移転や海外特許申請等の産学連携活動の支援

(3) 地域イノベーション創出研究開発事業

企業、公設試、大学等の研究開発資源を最適に組み合わせ形成された共同研究体による実用化技術の研究開発への支援

(4) 大学発事業創出実用化研究開発事業

大学等の有する優れた先端技術シーズの実用化のため、民間企業等と連携して実施する研究開発への支援

○ 実施機関:独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 他

2. 2. 総合科学技術・イノベーション会議による事前評価等の実施

総合科学技術・イノベーション会議は、平成 19 年 11 月に本プログラムに関する事前評価を行い、地域活性化に向けた科学技術施作に関する計画や指針を受けて行われ、地域におけるイノベーション創出を加速することが期待されるものであること、また、事業化の一層の促進を図る制度設計となっているなど、地方の再生が主要な政策課題となっている状況下において必要性・研究性が高いことから、以下の項目に関する取組を前提として、実施することが適当とした。

- ①地域科学技術クラスター関連施策をはじめとする、科学技術を振興して地域の発展に結びつける各種施策との共同による相乗効果の発揮
- ②開発期間、技術適合性、コスト等の事業化要件における企業ニーズと技術シーズの高精度のマッチング
- ③地域の強みを活かし、国際競争力のある事業・産業の創出を導く研究開発の推進

また、プロジェクト開始 2 年目(平成 21 年 7 月)に、評価専門調査会において事前評価のフォローアップを実施し、概ね指摘事項に沿った対応が図られていると判断された。

2. 3. 評価目的

総合科学技術・イノベーション会議は、事前評価の結果やそのフォローアップの結果等を踏まえた実施状況等を検証し、その結果を公表することにより、国民に対する説明責任を果たすとともに、担当省等による今後の研究開発への反映や、研究開発成果の活用を促進すること等を目的として評価を実施した。

2. 4. 評価方法

「評価に関する本会議決定」に基づき、評価専門調査会が担当省における評価結果も参考として調査検討を行い、その結果を受けて総合科学技術・イノベーション会議が評価を行った。

評価専門調査会における調査検討は、「総合科学技術・イノベーション会議が事前評価を実施した研究開発に対する事後評価の調査検討等の進め方について」(平成 21 年 1 月 19 日 評価専門調査会決定、平成 26 年 7 月 4 日 一部改正)に基づき、評価専門調査会の会長が指名する有識者議員及び専門委員、同会長が選考した専門家・有識者から構成する評価検討会を設置し、文部科学省からの研究開発成果、その効果、マネジメントの実施状況等についてのヒアリングなどに基づく調査検討を実施した。

3. 評価結果

3. 1. 研究開発成果と目標の達成状況等

3. 1. 1. 研究開発の目的・構成

「地域イノベーション協創プログラム」は、地域の研究機関等が、各機関の資源(設備、専門人材等)の相互利用を図るとともに、企業等に対して技術指導等を実施することで、地域のイノベーションが次々と創出される環境整備を図ると共に、地域の研究機関及び企業等からなる強固な産学官の協働体制の下、実用化研究開発に対する支援を行い、地域の新産業の創出に貢献する製品・サービス等を開発することを推進するものである。

これにより、地域における景気回復のばらつきを解消し、裾野の広い持続的な経済成長を可能とするため、企業と大学等の産学官の共同研究開発を促進することによって地域発のイノベーションを次々と創出し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

本プログラムは、「A. 地域イノベーション創出共同体形成事業」、「B. 創造的産学連携体制整備事業」、「C. 地域イノベーション創出研究開発事業」、「D. 大学発事業創出実用化研究開発事業」の4事業から構成される。

A. 地域イノベーション創出共同体形成事業(A事業)は、地域の大学や公設試等が全国の9つのブロックごとに広域的な共同体を構築し、各機関が保有する設備機器・研究成果等の資源の相互利用や、企業からの研究開発相談に対するワンストップサービスの提供を促進するものである。

①多くの研究機関が参加する共同体の形成、②研究会や研修会を通じた機器の利用促進、③研究成果や機器のデータベースを作成し研究資源の有効活用促進、④コーディネータによる技術支援といった目標が設定されている。

B. 創造的産学連携体制整備事業(B事業)は、大学と産業界及びそ

の他研究機関等との密接な産学連携体制を構築し、産学のリソースを有効活用して大学の技術シーズを基礎研究から応用研究、さらには知財化なども含めた事業化に円滑に結びつけるため、必要な専門的人材の育成への支援、承認TLOが行う技術移転活動への支援等を行うものである。

①より多くの大学等がより深く産学連携に関与すること、②産学の共同・委託研究、学から産への技術移転がより活性化すること、③産学連携の「拠点」の中核を担う人材が育成されること、④創設されたTLO等の初期の活動が円滑に立ち上がることにより、産学の共同・委託研究、学から産への技術移転がより活発化すること、⑤大学等における研究成果に基づく外国特許権の取得が進むことといった目標が設定されている。

C. 地域イノベーション創出研究開発事業(C事業)は、地域において新産業の創出に貢献しうるような最先端の技術シーズを基に、企業、公設試、大学等の研究開発資源を最適に組み合わせ、形成された共同研究体が行う実用化開発への支援を行うもので、事業終了後3年後時点での事業化率30%(平成20年度)、又は40%(平成21-22年度)という目標が設定されている。

D. 大学発事業創出実用化研究開発事業(D事業)は、大学等の有する優れた技術シーズを実用化するために、民間企業と大学等が連携して実施する研究開発事業を対象として、TLOや民間企業に対して支援を行うもので、補助期間終了後3年以上経過した時点での事業化率25%という目標が設定されている。

プロジェクトに要した経費(国費)は、総額280.1億円うち、「A. 地域イノベーション創出共同体形成事業」が20億円、「B. 創造的産学連携体制整備事業」が14.3億円、「C. 地域イノベーション創出研究開発事業」が187.7億円(委託)、「D. 大学発事業創出実用化研究開発事業」が58.1億円となっている。

3. 1. 2. 研究開発成果等に係る経済産業省の評価結果

経済産業省では、平成25年度に、産業構造審議会産業技術環境分科会に外部有識者からなる評価小委員会を設置して事後評価報告書をと

りまとめ、これに基づき事後評価結果を決定している。

経済産業省による事後評価結果によれば、地域イノベーション創出研究開発事業を中心に、実用化・事業化の比率が高く、全体的に妥当な成果を上げた判断されたとしている。

また、地域経済の活性化を図るためのソフト面、ハード面の事業を用意して、地域のイノベーション加速を支援する、従来整備されていなかった隙間を埋める施策が実施されており、また国でしか実施できない施策が行われていたことは評価できるとしている。

他方、各事業間のシナジーの発揮や、波及効果の可視化については改善の余地があると考えられ、また、事業実施者の質による成果の差を踏まえ採択の際に注視すべきこと、さらに産学連携共同研究や技術の橋渡し機能のあり方に関しては、今後抜本的な検討も必要であること等を指摘している。

また、A、B、C、D事業に関する評価が個別に行われており、得られた成果や今後に向けた課題等が示されている。

A. 地域イノベーション創出共同体形成事業

地域の大学や公設試等に設置されている装置等をデータベース化し、利用促進に当たっての制度を整備して、それらのワンストップ機関となる共同体を形成したこと、および事業終了も波及効果を生み出していることは本事業の成果として評価できる。

また、本事業により(独)産業技術総合研究所と地域の公設試験研究機関とのつながりや、地域の公設試間のつながりが強化された。

一方で設置機器に関する研修会・研究会、データベースの有用性、コーディネータ・専門家の有用性に関しては、利用企業の満足度が低かった。今後、研修会・研究会の周知を強化する等、企業の利用促進を図る取組に注力し、利用企業の満足度を上げるための改善が望まれる。

B. 創造的産学連携体制整備事業

大学と産業界等との密接な産学連携体制の構築・強化に努め、承認TLOの活動を支援することは有効である。

また、大学・企業等の関係者の評価も高く、技術移転に限らずメリットがあったと評価できる。

一方、TLOに期待する役割としては、大学側でマーケティングを期待し

ている一方で、企業側ではシーズの発掘を期待しているなどギャップがあり、これらTLOに共通する課題について、その改善を図るための具体的な方策を明確にし、実行することが望まれる。

また、成果の把握について定性的な評価のみならず、数値で表れる評価を実施していくことも必要である。

C. 地域イノベーション創出研究開発事業

本事業は、実用化率・事業化率は比較的高く、効果的な事業であったと判断できる。また、支援終了後も継続して研究開発を実施しているものも多く、本事業の意義はあったものと考えられる。

一方で、事業化に至ったテーマについては、事業化のリスクとその軽減、回避に成功した内容、本事業の支援の効果等を明らかにする必要がある。

また、事業化率の目標が国の研究開発制度としては高すぎる場合、リスクを克服するための研究開発支援が行えなくなる可能性も有り、目標とする事業化率を適正に設定することを検討するとともに、人材面や他の技術応用などへの波及効果など、事業化率以外の観点で評価方法を検討することも必要である。

D. 大学発事業創出実用化研究開発事業

技術移転を扱う組織や民間企業にとって、事業化前の実用化段階に潜む研究開発リスクの負担を軽減する国による助成は、事業の促進に効果的である。研究開発の目標達成度については、一定程度達成されており、評価できる。

また、波及効果として、事業者からは他企業との連携、プロジェクトリーダー等の人材の育成、ネットワークの広がりなどの評価の割合が高いことは評価できる。

一方、事業率の目標達成度については厳しい状況にあり、今後も事業化について評価を行うとともに、未達であればその問題点を抽出し、次の政策に反映するべきである。

また、研究開発の成果に単に焦点をあてるのではなく、波及効果として、プロジェクトが進められる過程における人材育成の点からも評価していくことが必要と考えられる。

3. 1. 3 成果と目標の達成状況

(A. 地域イノベーション創出共同体形成事業)

地域イノベーション創出共同体形成事業では、全国の9つのブロックのうち7ブロックにおいて、各地域の研究機関(大学・高専、公設試、国立研究開発法人等)の9割以上が参画する共同体が形成されており、本事業が目的とした地域の「多くの研究機関が参加する共同体の形成」については、概ね図られたものと認められる。

共同体においては、研究資源(研究成果や公設試等への導入機器等)のデータベースを作成して公開することで、こうした研究資源の地域の企業等における有効活用の促進を図った。

本事業により新たに115の機器が導入されたが、これらについて事業終了後の3年間に年間のべ約7,000回の利用がなされるなど、機器の活用が一定程度図られていることが認められる。

一方で、本事業において新たに導入された設備機器以外の既設の機器等も含めた本事業の実施前後での利用状況を比較できるデータは把握されておらず、本事業でのデータベース整備による既設分も含めた機器の有効利用促進の効果は明確となっていない。

今後のプロジェクトの企画立案にあたっては、目標の達成度や成果、効果の発現状況を評価し適切なマネジメントを行うため、あらかじめ進捗確認項目、評価項目を計画に組み込んでおくことが望まれる。

また、従来、公設試の機器等については、所管自治体外の企業等の利用者に対しては域外割増料金が設定されることが一般的であったが、本事業で新たに導入された公設試等の機器の利用料金については、域内外で差を設けない運用が図られた。

これを契機として、一部の地域において、公設試の既存の機器等についても使用料の一律化が実現しているケースが見られるが、依然として自治体内外の企業への取扱が異なる実態が残されており、機器の広域的な有効利用促進の観点からの課題となっている。今後、機器等の自治体境界を超えた広域利用の促進に向けた継続的な取組が必要である。

また、本事業では、共同体に配置された技術コーディネータ・専門家が、

公設試との連携を図りながら、地域の企業等の相談に応じ、技術課題の解決を支援する取組が図られた。

各地域の共同体に、合計 216 名の技術コーディネータ・専門家が配置されたが、経済産業省が本事業終了後に実施したアンケート調査では、民間企業の回答者 33 社のうち 10 社から、技術コーディネータ・専門家の認知度が十分でなく利用しなかったという回答がなされるなど、その利用度は必ずしも十分とは言えない。

一方で、アンケート調査において、技術コーディネータ・専門家を利用した企業の約 6 割から有用なアドバイスがもられた等の意見が出ている。

本事業における技術コーディネータ・専門家の利用度や有効性等を踏まえ、適切な配置等の対応策の検討を行い、今後の取組に反映していくことが重要である。

また、本事業で形成された共同体や、作成されたデータベースは事業終了後において、概ね維持または継承されているものと認められる。

これらが、地域における取組の基盤となる技術プラットフォームの役割を果たすことが期待される。

(B. 創造的産学連携体制整備事業)

複数の大学等と産業界を連携させるための広域的活動を行うTLO等に対する産学連携人材の育成や産学連携活動のための費用の補助、承認TLOに対する技術移転費用の補助、海外特許出願に係る費用の補助、技術移転実績が特に優れたTLO(スーパーTLO)に対する他の承認TLOにおける職員の育成に係る費用の補助等が実施された。

より多くの大学を深く産学連携に関与させるとともに産学連携拠点の中核人材を育成して産学連携体制を強化し、産学の共同・委託研究や技術移転を活性化させるとともに、海外特許権取得を促進するといった本事業の目的に対して、アンケート調査に回答したTLOの約 84%が、本事業により連携体制が充実したと回答し、また採択事業者に係る特許実施許諾等件数および海外特許出願件数は増加傾向にあるなど、技術移転の活性化については一定程度進んだものと認められる。

また、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを中心に、17 名の産学連携プロデューサー、76 名の産学連携スペシャリストについての人材育成が進めら

れた。

このうち、本事業終了後の現時点において、産学連携関連の業務に携わっている者は 69 名と、約 7 割の定着率となっている。

本事業により支援を受けたTLOによる先進的な取組も認められるが、こうした事例についての十分な分析やモデル化を行うことが重要である。

また、こうした連携体制の強化によって、地域の大学における他の研究機関との連携という課題が克服され、産業界のニーズに応えた的確な技術シーズの創出につながったかどうか等、本事業の効果についての十分な分析が必要である。

(C. 地域イノベーション創出研究開発事業)

事業終了後 3 年後の事業化率についての目標値 40%(平成 21 年度以降。平成 20 年度までの 30%から変更)に対して、平成 25 年 3 月時点で事業化されたものは 21.8%(全 261 件中 57 件)であり目標に達していないが、54.8%の事業が事業終了後 3 年未経過であり、現時点での評価は困難である。

事業化された 57 件(21.8%)の他、事業化に至っていないが試作品製作等がなされ実用化段階と見られる研究課題は 41 件(15.7%)となっており、この他に、148 件(56.7%)が引き続き研究開発中である、

事業終了後も、自己資金等により研究開発を継続していることは評価でき、現時点で事業化に至っていないが今後の展開が期待される研究課題も認められるものの、事業終了後 3 年経過後の目標達成状況の確認も含め、今後の継続的なフォローアップが必要である。

(D. 大学発事業創出実用化研究開発事業)

事業終了後 3 年以上経過した時点の事業化率についての目標値 25%に対して、平成 25 年 3 月時点で事業化されているのは 11.5%(全 52 件中 6 件)であり目標に達してはいないが、50.0%の事業が事業終了後 3 年未経過であり、現時点での評価は困難である。

事業化された 6 件の他、実用化段階と見られる(試作品製作等)事業は 5 件(9.6%)となっており、これ以外に 34 件(65.4%)が引き続き研究開発中となっている。

事業終了後も自己資金等により研究開発を継続していることは評価できるものの、地域イノベーション創出研究開発事業と同様、継続的なフォ

ローアップが必要である。

3. 2 科学技術的・経済社会的・国際的な効果及び波及効果

本プログラムにおいて目標とした研究開発成果の事業化による経済効果の他、得られた研究開発成果の持つ科学技術的あるいは経済社会的観点からの意義や効果、あるいは大学、公設試等の共同体形成による技術プラットフォームづくりや、技術シーズと企業ニーズのマッチング等に資する連携体制整備、人材育成等、基盤形成による効果及び波及効果も含めた本プログラム全体の実施効果に関するアセスメントが必要である。

このうち、研究開発成果の事業化による効果に関して、地域イノベーション創出研究開発事業及び大学発事業創出実用化研究開発事業について、平成24年度までの累積売上高約23億円、新規雇用者数249人、特許等出願件数583件、技術論文の発表数583本の成果となっている。

事業化目標年度に到達していない研究開発課題も含め、アンケート調査にて今後の見込みを調査したところ10年後の累計売上見込み額は約2000億円、また10年後の新規雇用者数として1,268名が見込まれる。

しかしながら、課題の多くは未だ継続して研究開発を行っている状況にあり、直接的な経済効果及び波及効果に関して評価を行える段階に至っていない。

また、地域イノベーション創出共同体形成事業において形成された共同体に関して、事業終了後においても年間約7,000件の設備機器の利用がなされている点については、自ら設備機器等を整備することが困難な事業者の研究開発の取組につながっている、あるいは、公設試の既存の機器等についても自治体境界を超えた使用料の一律化が一部で実現したなどの効果が示されているものの、共同体形成事業や連携体制整備事業の総体による効果・波及効果に関するアセスメント結果は明確に示されていない。

今後、その効果の発現に向けて、引き続き、その機能の維持および充実に向けた取組を行うとともに、その効果の発現状況の把握に努めることが求められる。

3.3 研究開発マネジメントの妥当性等

本事業で実施された研究開発事業(地域イノベーション創出研究開発事業、大学発事業創出実用化研究開発事業)において、基盤形成事業(地域イノベーション創出共同体形成事業、創造的産学連携体制整備事業)で導入された設備機器等が活用された事実は示されているものの、基盤形成事業の成果を有効に活用し研究開発事業の成果創出につなげるといった有機的な連携による効果の発現状況は明確に示されておらず、また、このためのマネジメント内容は不明確である。

今後の研究開発プログラムの形成やそのマネジメントにおいては、プログラムを構成する研究開発課題や事業等の間での連携効果発現に向けた実施内容の調整等を、マネジメント主体において適切に行うことが求められる。

地域イノベーション創出研究開発事業においては、採択された研究課題毎に、原則参加民間企業に属する者をプロジェクトマネージャー(以下、PM)として配置し、技術シーズの事業化に向けたマネジメントを進め、また本事業終了後においても、PMは引き続き、当該研究課題のマネジメントを行っている。

経済産業省が行った事例分析においては、成功事例におけるPMの要件については、ビジネスモデルとしての可能性の観点も踏まえた市場調査の実施やユーザー企業のニーズ把握、販路開拓の取組を積極的に実施していること等が挙げられるとしている。

先述の先進的なTLOの取組に加えて、こうした成功事例等について十分な分析とその深掘り、モデル化等を行い、成功要因や教訓、PMの適性要件等のノウハウの共有化を図り、他の地域にも横展開するなどして、今後の取組に生かしていくことが極めて重要である。

また、PM等の適性人材をリスト化し、広域的な活動を促す取組が有効である。

また、大学発事業創出実用化研究開発事業に関連して、平成21年度以降、大学発の技術シーズと企業ニーズとの高精度のマッチングを図る

観点から、6名のマッチングコーディネータが配置された。

これらのマッチングコーディネータの3年間の活動で1,506件の技術シーズを発掘し、うち618件のマッチングに成功していると認められる。しかしながら、大学発事業創出実用化研究開発事業における新規課題の採択は平成21年度で終了したため、マッチングコーディネータのマッチングにより大学発事業創出実用化研究開発事業の新たな研究課題が創成された形とはなっていない。

経済産業省が実施した事後評価は、補助事業者や利用企業等へのアンケート調査結果に基づいて実施されているが、アンケートの回答内容の根拠となる事実関係の把握が十分かどうかという点で課題があるものと考えられる。

地域において直接事業のマネジメントを行う経済産業局が把握する情報の、本省との間での適切な共有が求められる。

関係府省との施策連携に関しては、文部科学省と共同で産学官連携拠点の選定を行い、そこに本事業による施策および関係府省の施策を集散的に投入し効果発現を図るといった形での施策連携が図られた。

本事業を通じて、自治体境界を超えた共同体形成による技術プラットフォームづくりにおいて、経済産業局が一元的な窓口となって体制づくりの媒介となる役割を果たしていると認められる。

また、資金力が乏しい中小企業や大学等がリスクの高い実用化研究に挑戦し、新事業を創出する機会を増やすことができたという点において、国の支援の意義は認められる。

今後の政府全体の取組においては、事例分析等に基づく成功要因、人材に係る要件等を踏まえ、地域の強みを適切に評価し、効果的な施策投入を行っていく視点が重要である。

本事業で形成された地域の各主体からなる共同体の枠組みにおける、取組内容をさらに深化させる方向で、日本再興戦略に基づき設置された地方産業競争力協議会における取組が進められている。

このような、形成された共同体の枠組みにおける地域の技術プラットフォームを母体としつつ、地域の主体によるマネジメントを通じた活性化に

向けた戦略的取組が重要である。

そうした中で、今回の共同体形成事業での残された課題である設備機器等の自治体境界を越えた広域利用に向けての継続的な取組を行うなど、本事業で形成された基盤の維持と充実を図る必要がある。

その際、地域での成功事例における成果、ノウハウ等を他の研究機関・研究拠点にも波及させるような地域におけるイノベーションシステムの形成の視点が重要である。

また、本事業においては、食関連産業の活性化のための北海道、中部、沖縄の共同体の連携事例が認められるが、こうした地域ブロックを越えた地域間での連携やネットワーク化を図り、成果等を広域的に共有することで我が国全体での取組のレベルアップが望まれる。

データベースの相互乗り入れによる広域的な有効活用等、形成された地域の共同体間での適切な連携が期待される。

こうした本事業での基盤形成の効果発現に向けて、また、事業で得られたノウハウ・人材の共有や、地域間での連携・ネットワーク化に向けて、経済産業省における十分なフォローアップが求められる。

3.4 まとめ

○総合評価

・地域イノベーション創出共同体形成事業により、地域の多くの研究機関が参加する共同体を概ね形成し、データベース作成による公設試等の機器の広域的な利用の促進が図られた。

共同体に配置された技術コーディネータ・専門家による地域の企業等への支援については、利用度が必ずしも十分でなく、課題点の分析と今後の対応策の検討が必要である。

地域の企業を支援する技術のプラットフォームが形成され、事業終了後も概ね維持されていると認められる。

・創造的産学連携体制整備事業において、産学連携プロデューサー及び産学連携スペシャリストの育成が図られたが、事業終了後の産学連携関連業務への定着率は約7割となっている。

・地域イノベーション創出研究開発事業、大学発事業創出実用化研究事

業に関し、事業終了後3年後の事業化率についての目標設定に対して、半数近くの研究課題が3年未経過となっている。

自己資金等による研究継続は評価されるが、現時点で目標値は未達成であり、継続的なフォローアップが必要である。

- ・研究成果の事業化による経済効果のみならず、研究開発成果の波及効果、大学、公設試等による技術プラットフォーム等の基盤形成による波及効果等、事業全体の効果発現に向けた継続的な取組が必要である。
- ・4つの事業のプログラム化による効果発現に向けた有機的な連携のためのマネジメント内容は明確となっていない。
- ・プロジェクトマネージャー（PM）については、市場調査やユーザー企業のニーズ把握、販路開拓の取組等が成功事例における要因として把握される。

○主な指摘事項

- ・経済産業局が窓口となった地域の共同体と技術プラットフォーム、技術シーズと企業ニーズのマッチングのための連携体制等の機能の継続性の確保が重要である。
- ・形成された共同体等の機能の継続性を確保するとともに、こうした地域のプラットフォームを母体とした地域のマネジメントによる戦略的な取組を進めることが求められる。
- ・データベースの相互乗り入れによる広域的な有効活用等、地域で形成された共同体間での連携・ネットワーク化や、成果の共有による全体のレベルアップが重要である
- ・先進的なTLOやPMの取組に関する成功事例の分析の深掘りやモデル化等により、成功要因や教訓、PMの適性要件等のノウハウ等を共有化し、他の地域にも横展開するなどして、今後の取組に生かしていくことが重要である。
- ・今後の政府全体の取組においては、事例における要因分析等に基づき、地域の強みを適切に評価し、効果的な施策投入を行っていく視点が重要である。
- ・今後のプロジェクトの企画立案にあたって、目標の達成度や成果、効果の発現状況を適切に評価してマネジメントを行うため、あらかじめ進捗確認項目、評価項目を計画に組み込んでおくことが必要である。

・研究成果の事業化のみならず、本事業での基盤形成の効果発現に向けて、また、得られたノウハウ・人材の共有や、地域間での連携・ネットワーク化に向けて、経済産業省における十分なフォローアップが求められる。

《参考資料》

(参考1) 評価専門調査会名簿

(参考2) 評価検討会名簿

(参考3) 審議経過

(参考1) 評価専門調査会 名簿

(議員:5名)

会長 久間 和生	総合科学技術・イノベーション会議議員
原山 優子	同
小谷 元子	同
橋本 和仁	同
平野 俊夫	同

(専門委員:19名)

相澤 彰子	国立情報学研究所コンテンツ科学研究系教授
天野 玲子	独立行政法人防災科学技術研究所審議役
石田 東生	筑波大学システム情報系社会工学域教授
射場 英紀	トヨタ自動車株式会社電池研究部部長
上野 裕子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員
長我部 信行	株式会社日立製作所理事、ヘルスケア社CTO
門永 宗之助	Intrinsics 代表
河合 誠之	東京工業大学大学院理工学研究科教授
北村 隆行	京都大学大学院工学研究科教授
斎藤 修	千葉大学大学院園芸学研究科教授
白井 俊明	横河電機株式会社フェロー
竹中 章二	株式会社東芝コミュニティ・ソリューション社 執行役常務待遇首席技監
玉起 美恵子	アステラス製薬株式会社研究本部研究統括部課長
西島 正弘	昭和薬科大学学長
福井 次矢	聖路加国際病院院長、京都大学名誉教授
藤垣 裕子	東京大学大学院総合文化研究科教授
松岡 厚子	独立行政法人医薬品医療機器総合機構 規格基準部テクニカルエキスパート
松橋 隆治	東京大学大学院工学系研究科教授
安浦 寛人	九州大学理事・副学長

平成 26 年 11 月 12 日現在

(参考2) 評価検討会名簿

	久間 和生	総合科学技術・イノベーション会議議員
	原山 優子	総合科学技術・イノベーション会議議員
座長	射場 英紀	トヨタ自動車株式会社 電池研究部部長 (評価専門調査会)
	上野 裕子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員 (評価専門調査会)
	斎藤 修	千葉大学園芸学部園芸学研究科教授 (評価専門調査会)
	玉起 美恵子	アステラス製薬株式会社 研究本部 研究統括部 企画管理グループ課長 (評価専門調査会)
	福井 次矢	聖路加国際病院院長、京都大学名誉教授 (評価専門調査会)
	上野 保	東成エレクトロビーム株式会社 会長
	佐相 秀幸	株式会社富士通研究所 代表取締役社長
	妹尾 堅一郎	NPO 法人 産学連携推進機構 理事長、 一橋大学大学院商学研究科(MBA)客員教授
	山崎 朗	中央大学大学院経済学研究科教授

(参考3) 審議経過

平成 25 年

11 月 26 日

評価専門調査会

評価検討会の設置、進め方の確認等

7 月 8 日

第 1 回評価検討会

経済産業省から研究開発成果等の聴取、質疑
委員からの評価コメントに基づき論点を整理

10 月 14 日

第 2 回評価検討会

経済産業省からの追加質問事項に対する回答の聴取、質疑
論点に基づき調査検討結果を取りまとめ

11 月 12 日

評価専門調査会

評価に係る調査検討結果の報告、評価結果案の検討